

八尾市条例第22号

八尾市手話言語条例

手話は言語である。

言語は、互いの思考や感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

その中で、ろう者は、他者とのコミュニケーションを図るのみならず、物事を考え、互いを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語である手話を大切に育んできた。

手話が日本語（音声言語）と同じように言語として確立されるためには、ろう者にとって、「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」、「手話を使う」、「手話を守る」という5つの権利が必要とされ、これらの権利が日常生活及び社会生活を営む上で保障されなければならない。

しかしながら、手話が言語として認められなかった歴史もあり、手話を使用する環境が整っていなかったことから、ろう者は、十分な教育を受けることが保障されず、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに、多くの不安や困難を抱えながら、社会に合わせる生活を余儀なくされてきた。

こうした中で、国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「手話は言語である」と定義されたことで、手話が言語として国際的に認知されることとなった。

また、我が国においても、障害者基本法において、手話が言語として明記されたが、現在においてなお、手話に対する理解の広がりを感じられる状況に至っていない。

八尾市は、「手話は言語である」という認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の輪を広げ、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備することにより、誰もが地域で支え合いながら、安心して暮らすことができる社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話は言語であるという認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及に関する基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者が手話

を使用しやすい環境を整備し、もってろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話 手の形、位置、動きをもとに、表情等も活用する独自の文法体系をもつ、音声言語と対等な言語をいう。
- (2) ろう者 手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者等をいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者をいう。
- (4) 事業者 市内で、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 合理的な配慮 ろう者にとって日常生活・社会生活において活動を制限する障壁を取り除くための必要かつ適切な変更及び調整であって、実施に伴う負担が過重でないものをいう。

（基本理念）

第3条 手話は言語であり、ろう者は手話によりコミュニケーションを図る権利を有するとともに、その権利は最大限尊重されなければならない。

2 手話及びろう者に対する理解の促進は、ろう者とろう者以外の者が互いの違いを理解し、その個性と人格を尊重することを基本として行わなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を有する文化的所産であることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係団体と協力し、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が手話をはじめとする必要なコミュニケーション手段を使用できるよう、合理的な配慮を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報発信及び情報取得の円滑化に関する施策
- (3) 手話によるコミュニケーションの支援並びに手話通訳者の確保、養成及び資質の向上に関する施策
- (4) 学校及び教育の場における手話及びろう者に対する学びの促進に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くとともに、本市が定める障害者施策に関する計画と調和を図るものとする。

(災害時等における措置)

第8条 市は、災害その他の非常事態においても、ろう者が手話により必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑なコミュニケーションを図ることができするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第9条 市は、手話のほか要約筆記の活用等、コミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。